

【別紙】

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作及び広報業務

2 委託期間

契約締結日から平成30年1月19日（金）まで

3 委託料上限額

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当初契約に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受託者の負担とする。

4 大会の概要

別添「第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催要項（案）」のとおり

5 委託業務の概要

第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）を紹介するテレビ番組の制作及び大会の広報に係る業務

6 再委託の制限

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議の上、第三者に委託することができる。

7 業務内容

(1) テレビ番組制作

製作するテレビ番組は、以下の表のとおりとする。

項目	大会結果のダイジェスト番組
放送時期	平成29年10月～平成30年1月
放送時間	延べ60分以上（CM、再放送、(2)の大会PR及び番組告知放送は除く。）
放送回数	1回以上（再放送及び(2)の大会PR及び番組告知放送は除く。）
放送趣旨	大会に出場する高校生の青春模様をはじめ、大会の結果や魅力、感動を県民等に伝えるとともに、大会を広く周知し、次回大会への期待を高める番組。 [例] 各出場チームの演技や開会式、表彰式、生徒の喜怒哀楽の様子、ゲストパフォーマンス等、大会の様子を伝える総集編（ダイジェスト放送）、参加校の大会出場までの様子を伝えるドキュメンタリー、次回大会の告知 等
構成	受託者の提案を基に実行委員会が決定する。受託者は、契約締結後、速やかに実行委員会と企画協議を行い、協議終了後、直ちに制作作業に着手できる体制を構築すること。
業務行程	受託者の提案を基に、実行委員会が決定する。
関連制作物	① 放送した内容を10分程度に編集したダイジェスト映像を制作すること。なお、当該映像は実行委員会の公式動画チャンネル（You Tube）にアップすることとする。 ② 視聴率や視聴者アンケートの結果、視聴者の反響に基づき、放送趣旨の達成状況や本業務全般を通じた大会広報の効果について、事後報告書を作成すること。

納品	制作した映像は、一般的にパソコンで再生し、実行委員会において複製できるファイル形式（MP4など）に変換して、DVDにより実行委員会に納品すること。また、事後報告書は書面により実行委員会に提出すること。
補足事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放送内容は、受託者の提案を基に実行委員会が決定する。 ・60分以上の放送を行うこと。なお、番組放送中にCM枠を設けることは可とするが、CMを除き放送時間を60分以上確保すること。（例えば、60分枠に6分のCM枠を設けた場合、別に6分以上の専用の放送枠を設定すること。） ・障がい特性に配慮した番組を制作すること。なお、映像には字幕（オープンキャプション方式）及び手話通訳を必ず表示させること。 ・手話及び手話パフォーマンスの魅力を伝えるとともに、若さ溢れる高校生の青春の様子を視聴者に訴える番組を企画すること。 ・視聴者のターゲットは、手話への関心が高い県民等はもちろんのこと、手話への関心が低い県民等も対象とする。特に、高校生が出場する大会であることから、若年層の視聴者を増やすような企画を行うこと。 ・放送時間は、土日の日中や平日のゴールデンタイムなど、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。（例えば、視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可とする。） ・少なくとも、鳥取県及び島根県全域で視聴できるように放送すること。なお、全国大会であることから、在京キー局やその他地方局等の協力を得て、山陰地方以外の放送が実現できるよう努めること。 ・番組放送後の視聴率や視聴者の反響、評判、効果等を把握するための事後評価の方法について、企画すること。 ・本業務の実施にあたり、迅速に対応できる要因及び体制を確保すること。 ・番組制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。なお、実行委員会が大会広報に活用することも可能（再編集も含む。）とすること。 ・実行委員会に映像を納品するにあたっては、CMを除去すること。 ・映像が収録されたDVDは、実行委員会で複製し、取材協力者（大会出場校など）、大会支援者（協賛者など）及び大会関係者に無料で配付することとしているので、承知すること。

（2）大会広報

- ア 制作する番組への視聴者の興味・関心を高め、多くの視聴者が得られるような広報を企画すること。（告知放送、テレビCM、ラジオCM、新聞広告、インターネット、メディア情報紙の活用 等）
- イ 番組の広報に連動して、大会への県民等の興味・関心を高めるため、大会を盛り上げる広報を企画すること。（告知放送、イベント、お祭り、夏の特別番組の活用 等）
- ウ なお、上のア及びイについて、大会のPR及び番組を告知するテレビ放送は必ず行うこと。（放送の時期や時間、回数、時間帯等は提案による。）

（3）留意事項

- ア 大会の日程は未定だが、今年の秋を予定している。4月には決定する見込みであることから、大会日程決定後、参加者に伝達することとする。
- イ 受託者は、本業務を進める過程において、実行委員会と十分協議の上、作業を進めること。
- ウ 本業務の実施にあたり、迅速に対応できる要因及び体制を確保すること。
- エ 本業務を遂行するための必要人員は、受託者において配置するものとする。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。（県職員の応援スタッフは、原則、配置しないものとする。）
- オ 特に指示のない限り、番組出演に要する費用（ゲスト出演料等）は、すべて契約金額に含めることとする。また、大会の出演者が放映されることについて、予め許可を得ておくこと。なお、許可を得る際、費用が発生する場合も、すべて契約金額に含めることとする。

- カ 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- キ 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。
- ク 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、実行委員会の承諾を得るものとする。
- (ア) スケジュール表（工程表）
 - (イ) 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
 - (ウ) 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - (エ) 共同企業体の場合は、構成事業者の業務分担が分かる覧表
 - (オ) その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- ケ 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、実行委員会とは常に密接に連絡を取るとともに、その内容についてその都度記録し、書面を作成した上で発注者の確認を得るものとする。なお、実行委員会と受託者で協議を行った際も同様に、受託者は協議終了後速やかに書面により報告書を作成し、実行委員会に提出して確認を得るものとする。
- コ 受託者は、業務の進捗状況に応じ、業務の区分ごとに発注者に中間報告を行い、その承認を得るものとする。
- サ 受託者は、本業務に協力が得られる事業者等（スポンサー等）の獲得に務め、十分な番組制作費及び放映費を確保すること。
- シ 本業務による著作権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、別途協議を行い決定する。

8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第 3 者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了と同時に実行委員会に完了報告書（任意様式）を提出し、実行委員会の検査を受けるものとする。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受託者と実行委員会とが協議して定めるものとする。



第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 開催要項（案）

1. 目的 ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話の魅力や手話が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

2. 大会概要

- (1) 大会名 第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「本大会」という。）
- (2) 日時 平成29年 月 日（日）午前9時15分から午後5時まで（時間は予定）
- (3) 会場 とりぎん文化会館 梨花ホール（鳥取県鳥取市尚徳町101番地5）
- (4) 出場 予選審査を通過した20チーム
- (5) 内容 以下のとおり

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①開会式（関係者挨拶、優勝旗返還、選手宣誓、チーム紹介）②出場チーム演技（演技時間：1チーム当たり8分以内）③ゲスト演技（手話パフォーマー）④審査発表（審査員6名）⑤表彰式（賞状等授与）⑥講評⑦閉会 |
|---|

3. 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

4. 共催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

5. 特別協賛 日本財団

6. 特別協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟

7. 後援（予定） 内閣府、厚生労働省、文部科学省、鳥取市、手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、全国聾学校長会、全国高等学校文化連盟、朝日新聞厚生文化事業団、NHK厚生文化事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国難聴児を持つ親の会、日本演劇教育連盟、日本障害フォーラム、朝日新聞社、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、産経新聞社、日本経済新聞社鳥取支局、新日本海新聞社、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、TSK山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、鳥取県ケーブルテレビ協議会、エフエム山陰、FM鳥取、DARAZ FM

8. 参加資格

- (1) 平成29年度に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校高等部、高等専門学校（3年生まで）又は高等専修学校（3年生まで）に在籍していること。
- (2) 本大会に参加することについて、在籍する校長の承認が得られていること。また、参加する生徒について、校長の推薦が得られていること。
- (3) 本大会への参加に当たって、原則として在籍する学校の教職員が引率できること。
- (4) 原則として、本大会の全日程（リハーサル及び交流会を含む。）に参加できること。

9. チーム編成

1 チームの編成は、同一校又は複数校で編成する連合チームの生徒及び引率者とし、生徒は演技者の他、必要に応じて介添えや演技の補助者も含めることができるものとする。人数は最大で生徒 20 人以内、引率者 10 人以内とする。なお、同一校からの複数チームの参加申込みは可能とするが、本大会に出場できるのは予選審査で同一校中、最上位のチームのみとする。

10. 演技内容

- (1) 手話を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンスで、表情も含め手話を正確に使いながら、伝えようとする意志をしっかりと持ち、工夫された演出や構成と豊かな表現力により演じられるものとする。なお、審査基準としては、必ずしも音(音声や音楽など)を用いる必要はないことを申し添える。
- (2) 演技時間は、6分以上8分以内とすること。
- (3) 演技スペースは、概ね間口10メートル、奥行5メートル内とする。
- (4) 情報保障の観点から、演技中、歌詞やセリフ等には字幕を必ず表示させること。
- (5) 演技の補助として、準備に時間を要しない簡単な小道具、舞台装置、背景、スクリーン等のみ使用を認める。
- (6) スクリーンに表示する内容について、字幕の他、演技のイメージを伝える画像(著作権を侵害しないものに限る。)の使用は認めるが、動画の使用は認めない。
- (7) 予選審査における撮影ルール等の取り扱いは、別途定める。

11. 審査方法

- (1) 主催者が委嘱した審査員が審査及び採点を行う。
- (2) 審査員は、予選審査会4名、本大会6名から構成し、審査員の中から主催者が審査員長を選出する。
- (3) 予選審査は、応募チームが提出した演技動画により審査員が行う。
- (4) 予選審査会及び本大会の審査基準、採点方法、演技時間の計測方法等は、別途定める。

12. 参加申込み方法(別紙及び別添は省略)

- (1) 申込期間 平成29年5月15日(月)から7月3日(月)まで
- (2) 提出書類 別紙のとおり
- (3) 補足事項
 - ア (2)の書類は、13.の申込み先まで指定する方法及び期限に沿って提出すること。
 - イ 本大会における参加者の個人情報等については、別添のとおり取り扱うので、同意の上応募すること。
 - ウ 予選審査用の演技動画の提出期限は、平成29年7月20日(木)までとする。まずは、同年7月3日(月)までに参加申込みを行うこと。

13. 申込み先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局(鳥取県福祉保健部障がい福祉課内。以下「事務局」とする。)

電話: 0857-26-7682 FAX: 0857-26-8136 Eメール: s-koushien@pref.tottori.jp

14. 参加料 不要

15. 助成金

出場チーム(生徒、引率者)に、次のとおり交通費、宿泊費の一部を助成する。

- (1) 交通費(領収書必要)
実費相当額を助成(1チーム当たり250,000円を上限とする)
- (2) 宿泊費(領収書必要)
実費相当額を助成(1チーム当たり85,000円を上限とする。)

16. 表 彰

表彰区分は次のとおりとする。

- (1) 優 勝（賞状、優勝旗、メダル、副賞を授与する。）
 - (2) 準優勝（賞状、準優勝楯、メダル、副賞を授与する。）
 - (3) 3 位（賞状、メダル、副賞を授与する。）
 - (4) 審査員特別賞（賞状、副賞を授与する。）
 - (5) 全日本ろうあ連盟賞
 - (6) 日本財団賞
 - (7) 鳥取県聴覚障害者協会賞
- ※ その他、上の受賞チームを除く本大会出場チームに“梨花賞”を授与する。

17. 予選審査会

- (1) 日 程 平成 29 年 8 月 2 日(水)～3 日(木)
- (2) 場 所 鳥取県鳥取市内で開催
- (3) 内 容 参加申込みチームが提出した予選審査動画の視聴により審査を実施し、本大会に出場する 20 チームを選出する。
- (4) 結 果 平成 29 年 8 月 3 日(木)に審査結果発表会を行う（公開。ライブ中継あり）。なお、発表会終了後、公式 HP 上に審査結果を掲載する。
- (5) その他 上記(4)の発表会時に、本大会の各チームの演技の順番及び選手宣誓を担当するチームを抽選で決定することとする。（本大会出場チーム発表後に、抽選を行うこととする。）

18. 交流会

- (1) 日 時 平成 29 年 月 日 (土)午後 6 時から 8 時まで（時間は予定）
- (2) 場 所 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間（鳥取県鳥取市今町 2 丁目 153 番地）
- (3) 内 容 出場チームやその他大会関係者が一同に会し、食事を交えて参加者同士の交流を深めるもの。

19. スケジュール（いずれも）

平成 29 年 2 月 17 日(金)	本大会の開催決定
4 月 日()	開催要項公表
5 月 15 日(月)	参加申込み受付開始
7 月 3 日(月)	参加申込み締切
7 月 20 日(木)	予選審査動画の提出締切
8 月 2 日(水)	予選審査会
8 月 3 日(木)	予選審査会（結果発表、本大会演技順番、選手宣誓チーム決定）
9 月 1 日(金)	ヒアリングシートの提出（演技内容の詳細（シナリオ・楽曲等）の報告）
<u> 月 日(土)</u>	リハーサル（本大会と同会場）、交流会
<u> 月 日(日)</u>	本大会（とりぎん文化会館 梨花ホール）

20. その他

- (1) 参加者の交流を深める目的であることから、本大会前日の 月 日 (土)に開催する交流会は、原則として参加すること。（参加費は不要。）
- (2) 月 日 (土)に本大会と同会場で全てのチームがリハーサルを実施する。なお、各チームのリハーサルのスケジュールは、事務局にて指定することとする。また、できる限りの配慮は行うが、当日の午前中からリハーサルを実施する関係で、 月 日 (金)の宿泊が必要な場合があるので、承知すること。
- (3) 受賞チームは、本大会閉会后、可能な限り報道機関等のインタビューに応じること。

- (4) 演技上のセリフや歌詞等に対応させた字幕を必ず付与すること。なお、演技の字幕は、予選審査動画においては映像の中に、本大会においては舞台の後ろに設置するスクリーンに表示させること。また、本大会における字幕の表示はパフォーマンスの表現の一環であることから、引率者等が自ら行うこと。
(主催者側でセリフの要約筆記等を行わない。)
- (5) 演技で使用する小道具及び会場にない設備を使用(特殊な照明や音響等)する場合(準備が1分以内に完了できるものに限る。)は、原則として各チームにおいて用意すること。なお、これらの使用については、本大会前に舞台監督と詳細を打ち合わせすることとする。
- (6) 本大会の演技は、後日、手話パフォーマンス甲子園☆動画チャンネル(YouTube)上に、全て公開する。
- (7) 本大会において演技中にCD音源を使用する場合、インターネット上での配信について著作権者の許可が得られないものについては、CD音源部分の音声(歌唱やセリフ等)を消去した上で本大会当日のライブ映像及び後日公開する映像を配信することとする。なお、各チーム等が作成した音源(ピアノやブラスバンド伴奏、生徒の合唱等。CD音源が含まれないもの。)については、著作権上、音声を消去する必要がない(ただし、音源の作成者の了解が得られたものに限る。)ことから、その音源も含めてライブ映像等を配信することができるので、是非検討すること。
- (8) 著作権が発生する画像をスクリーンに表示させたい場合は、自チームにて会場、ライブ配信及び大会後の公開映像での当該画像の使用について、全て著作権者の了解を得ること。なお、著作権を侵害することがないように自チームで制作した画像を使用するのが望ましいことを申し添えておく。
- (9) 舞台上の演技者が演技の主体となるようにすること。なお、演技者とスクリーン映像の視聴は両立しないことを前提に、あくまで演技者に観客の目を向けさせるような演技構成とするとともに、スクリーンの使用は字幕の表示を中心に、画像の使用を必要最小限とすることが望ましい。
- (10) 引率代表者は、事務局との連絡調整を担当すること。なお、主に電子メールにて頻繁に連絡等を行うこととなるため、参加申込み後は小まめに電子メールの受信を確認するよう務めること。
- (11) 本大会出場チームには、予選審査結果発表後に様々な資料等の提出をお願いすることとなる。夏休み及びお盆期間と重なるので、引率代表者は事務局及びチーム内の円滑な連絡調整ができるよう留意すること。
- (12) 予選参加申込み及び本大会出場に係る事務局への提出物は返却しない。